

神奈川県監査委員公表第5号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年3月19日

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知恵子
同 中 家 華 江
同 加 藤 元 弥
同 青 山 圭 一

1 措置の対象となった監査の結果

令和6年10月9日神奈川県監査委員公表第12号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会議局、教育委員会及び公安委員会を除く72か所（既報告の10か所を除く。）に係る137事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和6年8月30日（令和6年7月8日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、デザイン事前調整用機器一式の賃貸借契約（契約総額3,674,880円、契約期間：令和4年9月1日から令和7年8月31日まで）に係る令和5年5月分の支払額102,080円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、100円を支払っていた。 2 契約事務において、令和5年度市町村分普通交付税等算定事務の電算処理委託ほか1件（契約額計6,174,850円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、担当者の進行管理が不十分であり、複数の職員で処理状況を確認し合う体制でなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表による複数名での管理を徹底するとともに、執行関係書類の処理状況の情報共有を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、契約後に必要な事務処理の確認が所属として不十分であったことによるものであり、契約結果は令和6年7月11日に公表した。 今後は、このようなことがないよう、関係通知等の理解向上

			を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
政策部政策 法務課	令和 6 年 8 月 30 日（令和 6 年 7 月 12 日職 員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、図書購入代 1 件、2,220 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていないかった。 2 契約事務において、行政不服審査審理に係る速記業務委託契約（単価契約、支払額計 157,850 円）について、受注者に個人情報扱を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書並びに個人情報の取扱責任者及び業務従事者の届出を提出させていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表で進捗状況を共有するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、担当者の認識不足及び所属による確認が不十分であったことによるものであり、個人情報の廃棄等証明書及び取扱責任者等の届出は、令和 6 年 8 月 2 日に収受した。 今後は、このようなことがないよう、確認する職員を定め、確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立 公文書館	令和 6 年 3 月 8 日（令和 6 年 1 月 24 日職 員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、庁舎清掃業務委託契約（契約額 26,860,460 円）について、予定価格が 3,000 万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、条件付き一般競争入札を実施し、受託者を決定していた。 2 文書の管理において、県土	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（以下、「政令」という。）では、庁舎清掃業務は特定役務に当たり、予定価格が政令に規定する総務大臣が定める額以上となる場合は、特定調達契約が適用されるところ、担当者は、特定調達契約の対象外となる業務であると錯誤し、最低制限価

		整備局総務室が作成した文書の一部について、保存期間が満了していないため、総務局組織人材部文書課に引き継がれるべきところ、同室から誤って引き渡されたことに気付かないまま、保存期間が満了した非現用文書と誤認し、選別の上で廃棄していた。	格制度を適用した条件付き一般競争入札で処理し、また、他職員も特定調達契約の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、改めて経理の職員全員が政令を再確認するとともに、執行時には、特定調達契約の適用範囲について、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 文書の管理については、所属から公文書館への文書引渡し時に、現用文書が紛れていることを見落とし、また、選別作業の際に当該文書が保存期間満了前の現用文書であることを見落としたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、公文書館への引渡し時には、現用文書が紛れ込んでいないか搬入担当の複数の職員で確認するとともに、選別作業時には、保存期間満了の有無の確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	令和6年4月17日（令和6年3月6日から同月8日まで及び同月11日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 庁用自動車運行管理業務委託契約の変更設計額の積算に当たり、業務委託の対象日を1日追加して積算していたが、当初設計に引き続き、変更設計においても誤って業務委託の対象ではない日を1日含めたまま積算していたため、変更後の契約額（5,459,074円）が30,316円過大であった。 (2) 令和5年度県有緑地等緊急防災対策事業県単（その	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (1) 庁用自動車運行管理業務委託契約の積算誤りについては、担当職員及び検算者の確認が不十分であったことによるものであり、令和6年3月28日に変更契約し、過大額を減額した。 今後は、このようなことがないように、本件について課内周知するとともに、次年度の契約準備行為において担当者

		13) 小網代の森防護柵更新工事ほか71件(支払額計43,114,410円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。 2 事務事業の執行において、令和4年度県有緑地等緊急防災対策工事県単(その51)測量業務委託契約(契約額9,969,300円)について、測量法で定める公共測量に該当するにもかかわらず、国土地理院への計画書の提出及び測量成果の送付などの手続を行っていなかった。	のみではなく、他の職員によるダブルチェックを行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 令和5年度県有緑地等緊急防災対策事業県単(その13)小網代の森防護柵更新工事ほか71件の履行確認に関する記録を行っていなかったことについては、神奈川県財務規則に関する認識不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、経理事務手順の変更に関し、会計局等からの変更の通知等の回覧・周知を行うこととし、複数職員のチェックにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 事務事業の執行については、担当職員が公共測量に係る手続の進捗状況を確認・把握していなかったことによるものであり、国土地理院へ公共測量実施計画書に代えて公共測量実施報告書を令和6年3月27日付けで提出するとともに、同年5月9日付けで測量成果を送付した。 今後は、このようなことがないよう、公共測量に必要な手続について担当職員に周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県県央地域県政総合センター	令和6年4月15日(令和6年2月27日から同月29日まで及び3月1日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料3件、10,680円について、調定が3月を超えて遅れていた。 2 契約事務において、かながわ農業サポーター事業農園整備業務委託契約(耕うん)(契約額46,200円)について、契	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、業務の引継ぎ及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、業務引継ぎを確実にを行うとともに、進行管理表等で職

		約書の作成を省略し、発注書の交付により契約を締結していたため、履行期限延長に当たっては変更発注書によるべきところ、口頭により行っていた。 3 財産管理事務において、支線柱1本及び共架電線1本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年4月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額69,977円のうち46,127円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	員間の情報共有を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、発注書の交付による契約締結に基づく変更発注の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の作成を省略した場合の契約変更手続について確認するチェックリストを作成し、業務引継書に記載するとともに、業務引継ぎを確実に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 財産管理事務については、管理している行政財産の現地調査において使用許可漏れを発見した事案で、過去の現地確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、引き続き、許可申請が必要な施設が存在しないかを水路パトロールを行うとともに、許可申請が必要な施設の存在有無の確認に特化した踏査を実施し、現地確認を進めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県湘南地域県政総合センター	令和6年4月18日(令和6年2月19日から同月22日まで職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、令和4年度神奈川県林業・木材産業等振興交付金(高性能林業機械等の導入)について、繰越明許の繰越しに係る令和5年度予算の再配当を受けないまま、当該事業予算の再配当額が0円であったにもかかわらず、交付金1,413,000円を令和5年10月に支出していた。 2 支出事務において、令和3年度狩猟免許試験の申請に係る郵便が所在不明となったこ	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、予算計上課と当センター間での情報共有及び当センターでの予算管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、総務課では毎月、支出執行状況のチェックを行うことで、再配当がされていない繰越明許費の状況について把握し、事業課では予算計上課と繰越予算の再配当の状況、予定につい

		とにより、申請者が再申請に要した費用等16,976円を支払っていた。 3 文書の管理において、令和3年度狩猟免許試験の申請に係る郵便1通が所在不明となり、書類の管理が不適切であった。	て情報共有を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、文書受領事務の取扱いが不十分であったことに伴い、再申請に要した費用及び慰謝料の支払が生じたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、文書を受領する際は、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 文書の管理については、文書が紛失に至った経緯は不明であるが、文書受領事務の取扱いが不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、文書を受領する際は、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県西地域県政総合センター	令和6年4月25日及び同年9月24日（令和6年3月12日から同月15日まで職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、小田原合同庁舎施設等転貸賃借料5件、2,863,604円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）総務費雑入とすべきところ、いずれの貸付けについても、当初の貸付期間の開始日から長年にわたり、（款）財産収入（項）財産運用収入（目）財産貸付収入（節）土地建物等貸付収入で収入していた。 2 支出事務において、保有する公用車2台について、業務上、テレビを視聴する必要性がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、NHKと放送受信契約	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、貸付当初の整理により執行してきたことによるものであり、令和6年度から収入科目を（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）総務費雑入に改めた。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則等を確認し、これまでの経緯、考え方及び監査の結果を所内に周知することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、有事の際の情報収集を想定して受信料の支払を行っていたものの、利用実態と経済性を考慮しなかつ

		を締結しており、令和5年度において受信料13,232円を支払っていた。 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和4年度玄倉水源林整備業務（日陰畑）ほか（ゼロ県債）に係る変更契約（変更後契約額20,101,400円）について、神奈川県財務規則に基づき、契約保証金の増額分738,551円を受注者が納付したことを確認した後に変更契約を締結すべきところ、納付前に変更契約を締結していた。 (2) 令和4年度千代地区地区界測量業務委託契約（契約額5,926,140円）の履行確認に当たり、契約で定められた期限の1日後に検査を完了していた。 (3) 令和5年度足柄幹線林道（小田原地区）パトロール委託業務契約ほか1件（単価契約、支払額計1,096,667円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	たことによるものであり、テレビアンテナ及び配線を車内から撤去し、令和6年11月にNHK受信契約の解約手続（契約件数の変更）を行った。 今後は、このようなことがないように、事業の実施や環境整備に当たって、常に財政的な視点を持ち、その必要性・政策的な判断との比較衡量により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 契約事務については、次のとおりである。 (1) 令和4年度玄倉水源林整備業務（日陰畑）ほか（ゼロ県債）に係る変更契約については、契約手続に係る担当者の理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、本件誤りの内容や適切な契約手続について所属として共有し、複数の職員による確認体制を強化するとともに、変更契約の締結に先立って開催する所内会議の機会を通じて、注意喚起することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 令和4年度千代地区地区界測量業務委託契約の履行確認の遅延については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定の認識が誤っていたことによるものであり、所内の不祥事防止研修の中で、「支払遅延防止の徹底について」を取り上げ、対価の支払の時期に加え、検査の時期を周知した。 今後は、このようなことがないように、本件誤りの内容を
--	--	--	---

			所属として共有し、また決裁文書において検査日算出根拠を明示するとともに、根拠となる資料を添付することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (3) 令和5年度足柄幹線林道（小田原地区）パトロール委託業務契約ほか1件の契約方法の誤りについては、神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、令和7年度から、緊急時に臨機応変の対応が求められるパトロール業務の特性や競争性の確保といった観点から契約方法を見直すことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	--

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和6年8月30日（令和6年7月1日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和5年度神奈川県庁舎（本庁舎・新庁舎・西庁舎）ほか2施設で使用する令和5年4月分の電気代ほか2件（支払額計34,782,926円）について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。また、名刺印刷代ほか2件（支払額計180,730円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、書類管理が不徹底であったこと及び支払期限の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事業課と総務室の経理担当による研修を行うことで、書類管理を徹底することの確認及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律等による支払期限について正しい理解を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
組織人材部 職員厚生課	令和6年8月30日（令和6年7月4日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、職員健康管理センターで受診などした職員から徴収する診療費自己負担分の収入に当たり、神奈川県財務規則及び同規則運用通知に定	不適切事項については、担当職員が休暇等で不在となる場合の業務の引継ぎ及び情報共有が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがない

		められた期限内に納付していないものが1件、774,580円あった。	よう、担当外の職員も含めてグループウェアでスケジュールとして登録し、グループ全体で納付手続日について情報共有することで、処理漏れを防ぐことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
組織人材部 文書課	令和6年8月30日（令和6年7月3日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、ファクシミリの賃貸借契約（契約額54,780円）に係る令和5年8月分の履行確認に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の26日後に検査を完了していた。	不適切事項については、執行状況を把握するための執行状況一覧表を整備しているにもかかわらず、入力が徹底されずチェック体制が機能していなかったこと及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、当該執行状況一覧表の入力を徹底し、各職員の業務の進捗状況を共有するとともに、グループリーダーが毎月2回当該執行状況一覧表を確認し、進行管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
財政部財政課	令和6年8月30日及び同年10月1日（令和6年7月10日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、ふるさと納税支援業務及び収納代行事務委託契約（単価契約、支払額4,148,999円）について、事前公募の対象となる専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないため、競争入札等を実施すべきところ、直接寄附申込可能な地方公共団体の数や決済手段等について合理的とは認められない業務実施要件を設定した上で事前公募を行い、所属が予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。	不適切事項については、事前公募方式における業務実施要件の設定に対する認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、業務実施要件を合理的に定めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
財産経営部 財産経営課	令和6年8月30日及び同年10月1日（令和6年7月8日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、川崎市に対する普通財産（元サンライフ川崎敷地、5,227.00㎡）の貸付けに当たり、貸付けに係る施設の利用料を徴収しているた	不適切事項については、当該物件の川崎市に対する貸付けを無償とするに当たっての、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準の適用条項が誤ってい

		め、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める貸付料の無償及び減額基準に基づき、貸付料を無償として貸し付けることができないにもかかわらず、長年にわたり無償で貸し付けており、令和5年度において貸付料26,538,930円を免除していた。	たものである。 指摘を受け、本貸付けに適用する条項の見直しを行い、同取扱基準の第4条第1項に基づき財産経営部長の承認を得て、貸付料を無償とする。 今後は、このようなことがないよう、県有財産の適正な運用のため、同取扱基準等を適用する際には慎重に検討を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
財産経営部 庁舎管理課	令和6年8月30日及び同年10月1日（令和6年7月9日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 電気代1件、17,221,784円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 (2) 保有する公用車8台について、業務上、テレビを視聴する必要性がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、NHKと放送受信契約を締結しており、令和5年度において受信料52,928円を支払っていた。 2 契約事務において、横浜合同庁舎空調設備改修工事監理業務委託（契約額2,178,000円）の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の5日後に検査を完了していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、次のとおりである。 (1) 電気代1件の支払遅延については、支払処理を確認していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行管理表により当課職員と、総務局総務室担当職員との間で、支払業務の進捗状況を共有するとともに、執行管理表を複数の職員で確認する体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 保有する公用車8台の受信料支払については、公用車を運行中に気象・災害等の情報を取得する方法として、複数の手段を確保するため、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載していたが、その活用頻度等を把握せず、必要性の検証を行っていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、県に所有権がない現状のリース車両3台を除く

			公用車5台については、テレビ受信機能を停止してNHKとの放送受信契約を解約するとともに、新たな車両調達時には、リース車両を含め、仕様にテレビ受信機能を取り外すことを明示するなどの対応により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、適正な進行管理を行うとともに、スケジュール表等を用いて複数の職員による進捗状況の確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	---

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県相模原県税事務所	令和6年7月9日（令和6年1月31日職員調査）	（不適切事項） 税務事務において、個人事業税の課税に当たり、建物の貸付規模が事業と認定すべき基準に満たなかったにもかかわらず、不動産貸付業に該当するものとして誤って課税していたものが10件、2,100,100円（本税）あった。その結果、上記の課税誤り10件、2,100,100円（本税）の返還に当たり、還付加算金が63,700円発生していた。	不適切事項については、不動産貸付業として認定すべき基準の確認が不十分であったことに加え、課税決定に係る決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職場研修を通じて、職員による法令等の確認を徹底した上で、課税要件の適正かつ厳格な判定を行うとともに、決裁過程において複数の職員による課税要件のチェック体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県横須賀県税事務所	令和6年3月8日及び同年10月8日（令和5年12月21日職員調査）	（不適切事項） 横須賀県税事務所管内分の令和5年4月の県税調定収入報告書（滞納繰越分）（以下「報告書」という。）の作成に当たり、個人県民税の調定額として令和4年度末の滞納繰越分の収	不適切事項については、チェック体制が不十分であったことによるものである。正しい個人県民税の調定額は、令和6年9月10日に修正報告を行った。 今後は、このようなことがない

		入未済額（400,621,103円）を記載すべきところ、誤って同年度末の滞納繰越分の調定累計額（779,628,958円）を記載していた。その結果、令和5年度の決算事務の過程において、同事務所管内分の個人県民税の滞納繰越分に係る金額について、報告書に記載されていた誤った個人県民税の調定額をそのまま会計システムに登録していた。	よう、誤りやすいポイントについて、担当同士の引継を行うとともに、決裁に携わる者が各々当事者意識を持ち、チェックを厳格に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	---	--

(3) くらし安全防災局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
防災部消防 保安課	令和6年8月 21日（令和6 年7月1日及 び同月2日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 令和5年度自動車運行管理業務委託契約（契約額6,798,000円）に係る令和5年5月分の支払額566,500円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、200円を支払っていた。 2 第7回工業保安行政担当職員研修に係る講師への謝礼金3件、102,000円について、支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。	不適切事項の支出事務については、次のとおり措置した。 1 令和5年度自動車運行管理業務委託契約に係る支払については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 第7回工業保安行政担当職員研修に係る講師への謝礼金の支払については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県温泉地学研究所	令和6年9月18日（令和5年12月5日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費3,018,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費の繰越分563,000円と合わせて計3,581,000円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。 2 契約事務において、寄観測点地震・傾斜観測装置の購入契約（契約額39,325,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が160万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、研究者から令和5年度に譲渡された科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費を歳入予算に編入するという認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係部署と調整の上、令和7年度より当該間接経費を歳入予算に編入するとともに、研究者からの間接経費の譲渡を受ける際には、書面等による譲渡の手続を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、平成20年3月28日付け会総24号会計局総務課長通知「入札結果等の公表の見直しについて」に対する理解及びチェック体制が不十分であったことによるものであり、令和5年12月13日に契約結果の公表を行った。 今後は、このようなことがないよう、随意契約の結果について、複数職員での確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県総合防災センター	令和6年5月14日（令和6年5月10日及び同月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 消防用ホース売買契約（契約額1,504,800円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 消防用ホース売買契約に係る検査調書を作成していなかったことについては、神奈川県財務規則第51条の規定を正しく理解せず、契約額150万円以下の場合に限られる履行確認に関する記録を用いて履行確認を行ってい

		2 神奈川県消防学校専科教育救急科教育訓練実施業務委託契約（契約額9,733,900円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	たことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の確認と理解の上で、事務処理を行うことを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 神奈川県消防学校専科教育救急科教育訓練実施業務委託契約に係る契約結果を公表していなかったことについては、平成20年3月28日付け会総24号会計局総務課長通知「入札結果等の公表の見直しについて」を正しく理解していなかったことによるものであり、令和6年11月15日に契約結果の公表を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係通知の確認と理解の上で、事務処理を行うことを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	--

(4) 文化スポーツ観光局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
国際課	令和6年7月31日（令和6年6月11日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、拉致問題啓発タペストリー掲示用ロープ及び結束バンド購入代1件、28,600円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 財産管理事務において、公益財団法人に対する市町村研修センター事務室及び講師控室の使用に伴う行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を免除していた。これにより、令和	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 財産管理事務については、減免根拠の確認が不十分であったことから、使用料減免基準の適用を誤ったものであり、令和6年12月27日に免除の取消しを行

		5 年度の使用料 1 件、1,331,906円が徴収不足であった。	った。 今後は、このようなことがないように、減免適用に当たっては、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
スポーツ課	令和 6 年 7 月 31 日（令和 6 年 6 月 13 日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、伊勢原射撃場空調設備設置工事契約 1 件、880,000 円の執行に当たり、エアコン 2 台（計 440,000 円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、全額を「（節）需用費」で執行していた。 2 物品管理事務において、工事により取得したエアコン 2 台（価格計 440,000 円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、所属担当者の神奈川県財務規則運用通知等に対する理解が不足していたことにより、エアコンを建物の附帯設備であると誤認し、備品購入費で執行するとの認識を持っていなかったことに加えて、決裁過程におけるチェック体制が十分に機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属として神奈川県財務規則運用通知等に対する理解の向上を図るとともに、決裁の過程において、複数の職員による執行科目の確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 物品管理事務については、所属担当者の神奈川県財務規則運用通知等に対する理解が不足していたことにより、エアコンを建物の附帯設備であると誤認し、備品に該当するとの認識を持っていなかったことに加えて、決裁過程におけるチェック体制が十分に機能していなかったことによるものであり、当該備品については、令和 6 年 7 月 8 日に備品台帳に記載した。 今後は、このようなことがないように、所属として神奈川県財務規則運用通知等に対する理解の向上を図るとともに、決裁の

			過程において、複数の職員による物品の出納及び管理の確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	---

(5) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和6年8月16日（令和6年6月17日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、令和5年7月分の沿岸漁業改善資金貸付金償還金3件、660,000円について、調定が3月を超えて遅れていた。 2 契約事務において、第52回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム開催に係る会場及び備品等の使用契約（契約額1,853,500円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、執行依頼があった際に納付書を作成したものの、事前調定が必要であるという認識がなかったことによるものであり、調定されていないことが判明した令和6年5月20日に調定を行った。 今後は、このようなことがないよう、収入事務の手続についてグループ内で情報共有を行うとともに、執行依頼の際の確認を十分に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、神奈川県財務規則の理解が不足していたこと及び確認体制が不十分であったことから契約書の作成を失念していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行起案の回議の際に、契約書の作成が省略できる金額及び契約書作成の必要性について改めて確認することにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
緑政部自然環境保全課	令和6年8月16日（令和6年6月28日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、イノシシ捕獲業務委託契約ほか1件（単価契約、支払額計6,048,350円）について、支出負担行為額に不足が生じていた	不適切事項については、事業担当者の認識誤りによるものである。 今後は、このようなことがないよう、定期的に、主担当、副担

		にもかかわらず、このことを看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。	当、主幹（駐在事務所を総括する職員）により、進捗状況を確認するとともに、増額分の執行依頼の手続について課内研修等を通じて改めて周知することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
緑政部水源環境保全課	令和6年8月16日（令和6年6月28日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、第52回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム開催に係る会場及び備品等の使用契約（契約額1,853,500円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解不足や確認体制の機能不全によるものである。 今後は、このようなことがないよう、会計局が行う職務研修に事業担当者も参加できるよう配慮し、課員に会計事務の知識の取得を促すことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
緑政部森林再生課	令和6年8月16日（令和6年6月27日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、令和4年度繰越明許費に係る繰越予算の再配当に当たり、財政課から繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当（1,413,000円）が令和6年1月25日と著しく遅れていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、各職員の業務の進捗状況を繰越再配当手続状況管理表により共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
農水産部農地課	令和6年8月16日（令和6年6月19日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、神奈川県土地改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。	不適切事項については、他の事業との混同による手続の失念及び複数職員の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、補助金交付事務の取扱いについて理解を深めるとともに、組織として確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

農水産部畜産課	令和6年8月16日及び同年9月13日（令和6年6月20日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和5年度畜産業物価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託契約（契約額1,590,446円）の締結に当たり、事前公募の対象となる専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないため、競争入札を実施すべきところ、事前公募を行い、所属が予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。	不適切事項については、専門的知識が必要な業務であるという認識から、所属として誤った判断をしたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事前公募の対象について正しい理解を共有し、事前に関係課と協議する等所要の手続を行って適切に対応するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
---------	-----------------------------------	--	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県環境科学センター	令和6年5月28日（令和6年1月12日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額36,540円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入とすべきところ、（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）環境使用料で収入していた。 2 財産管理事務において、共架電線柱2本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年6月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額97,702円のうち61,162円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、収入に係る適切な予算科目の選択に関する認識が不足していたものであり、令和6年1月25日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書の定めを遵守するとともに、調定手続の際に複数の職員によるチェックを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 財産管理事務については、財産管理に係る現状把握の必要性に対する認識が不足していたものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認を毎年度実施するとともに、電柱管理業者への定期的な確認を実施することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県自	令和6年2月	（不適切事項）	

然環境保全 センター	21日及び同年 9月18日（令 和6年1月9 日及び同月10 日職員調査）	1 予算の執行において、所属する研究者から、令和5年度に譲渡されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費420,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。 2 支出事務において、令和5年度湖尻園地運動広場水飲み場漏水修理代1件、22,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額1,177,545円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に基づく貸付けに当たり、缶、ペットボトル、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすることなど、仕様書で定める条件の一部を遵守させていなかった。 (2) 令和5年5月分の宅配便利用料金ほか4件（支払額計19,530円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。 (3) 令和5年度ニホンジカ管理捕獲業務委託契約ほか2件（契約額計77,667,989円）について、平成20年3	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、地方自治法等の財務会計に係る法令等に対する理解が不足していたことに加え、所属としてのチェック機能も十分に働いていなかったことによるものである。 関係部署と調整の上、令和7年度より当該間接経費を歳入予算に編入し、研究者から間接経費の譲渡を受ける際は、書面による手続を行うようにした。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、提出された書類の内容確認を徹底するとともに、複数職員による進行管理の徹底を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 契約事務については、次のとおりである。 (1) 自動販売機設置場所賃貸借契約については、仕様書記載事項に対する確認及び契約事業者への説明が不十分であったことに加え、複数体制で確認するという関係者の意識が不十分であったことによるものであり、契約事業者に仕様書記載事項を説明し、令和6年1月15日にペットボトルキャップの回収ボックスを設置するなどした。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な
---------------	---	---	---

		月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 4 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 給水管設置のための行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免基準に該当しないにもかかわらず、使用料を免除しているものがあった。これにより、令和5年度の使用料1件、1,105円が徴収不足であった。 (2) 鳥居原園地における行為の許可に当たり、主催者からの申請に基づき許可すべきところ、主催者には当たらない相模原市からの申請に基づき許可していた。 (要改善事項) 神奈川県自然環境保全センター（以下「センター」という。）は、大涌谷園地安全対策協議会（以下「協議会」という。）が実施している大涌谷園地内の自然研究路への引率入場に係る業務について、協議会が引率入場の参加者から徴収する協力金（以下「協力金」という。）では不足することになる費用を負担金として負担している（以下、この負担金を「県負担金」という。）が、令和3年度及び令和4年度に県負担金が過大に交付されていたり、過大に交付されていた県負担金について翌年度に繰り越され、引き続き協議会内部に留保されるなどしていたり、令和5年度末においても、使用されないまま協	事務執行に努める。 (2) 宅配便利用料5件の履行確認に関する記録が作成されていなかったことについては、担当者の記録の作成に対する認識が不足していたことに加え、所属としての確認体制も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、経理関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (3) 令和5年度ニホンジカ管理捕獲業務委託契約ほか2件の契約結果を公表していなかったことについては、随意契約における公表手続に対する認識が不十分であったことによるものであり、令和6年1月23日及び24日に結果を公表した。 今後は、このようなことがないように、契約結果が決定し次第速やかに公表手続を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 4 財産管理事務については、次のとおりである。 (1) 給水管設置のための行政財産の使用許可については、使用料減免基準に対する理解が不足していたことによるものであり、財産経営部長の特認を得て減免した。 今後は、このようなことがないように、使用料減免基準のほか関係規程の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化すること
--	--	--	--

		議会内部に留保されている県負担金相当額の累計に係る資金（以下「内部留保資金」という。）が依然として多額に上っているのに特段の措置を講じていなかったりしていた。 （以下令和6年10月9日神奈川県監査委員公表第12号中、第7監査の結果3(1)イのとおり）	により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 鳥居原園地における行為の許可については、申請書上の申請者と行為を行う主催者が一致しているかについての確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、決裁過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 要改善事項については、令和5年度末時点で留保されていた県負担金相当額は、事業実施主体である大涌谷園地安全対策協議会の了承を得たので速やかに県へ返金することとした。また、令和6年度で同様の残金が生じた場合も県へ返金することについての了承を得たので決算後速やかに県へ返金する。
神奈川県農業技術センター	令和6年9月18日（令和6年4月18日及び同月19日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、所属する研究者が共同研究の分担者として交付を受けた科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「補助金等」という。）について、他の研究機関との共同研究による県の収入であると誤認したため、補助金等の直接経費1,211,500円について、県が譲渡を受けるべき資金ではないにもかかわらず、県の歳入としていた。また、補助金等の間接経費363,450円について、当該研究者を納入者として歳入の調定をして譲渡を受けるべきところ、共同研究の代表者が所属する研究機関から補助金等の送金を受けるに当たり、当該代表者が所属する研究機関を	不適切事項については、当該補助金等の制度についての正しい理解が不足していたため、他の補助事業や受託研究事業と同様の執行を行ったことにより発生したものである。 今後は、このようなことがないように、管理課及び企画経営部研究企画担当において当該補助金等の要綱等を再確認し、庁内関係部署と連携をとりながら所内規程の見直しを行い、令和7年度以降の当該補助金等の歳入の調定などを行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 要改善事項については、令和7年度から保有等する自動車を一括して契約することとする。

		納入者として歳入の調定を行い、県の歳入としていた。 (要改善事項) 神奈川県農業技術センター本所、神奈川県平塚土木事務所及び神奈川県県西土木事務所小田原土木センター（以下「3所属」という。）では、保有等する自動車について、道路運送車両法に定められた自動車の検査及び定期点検整備（以下「車検等」という。）の実施に当たり、競争入札に付することなく、車検等の都度、自動車1台ごとに、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者（以下「指定自動車整備事業者」という。）と一者随意契約を行っていた。 （以下令和6年10月9日神奈川県監査委員公表第12号中、第7監査の結果3(1)ウのとおり）	
神奈川県畜産技術センター	令和6年9月13日（令和6年1月22日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額42,027円について、 （款）諸収入（項）雑入（目）雑入とすべきところ、 （款）使用料及び手数料（項）使用料（目）農林水産業使用料で収入していた。 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 肥料の購入代ほか1件（支払額計142,340円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 (2) 酪農家が使用する搾乳器具の有機物測定に当たり、職員が自ら機材を分解し破損させてしまったことにより、機器修理代金相当額と	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、担当者の執行科目に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、特例処理を行う際は総務室等に確認した上で、複数職員による確認を十分に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、次のとおりである。 (1) 肥料の購入代ほか1件の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表に請求

		して機器所有者への見舞金1件、154,660円を支払っていた。 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) バルククーラー攪拌機修理代1件、19,800円について、緊急時等の対応として起案用紙等を用いて予め方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。 (2) コロッケの購入（単価契約、支払額2,200円）について、見積書を提出させる前に業務を開始させていた。	書が届いた日付及び支払期限などを記載し、複数職員で確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 酪農家が使用する搾乳器具を破損させ見舞金を支払っていたことについては、業務上のルールに対する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、マニュアルに規定した役割分担を厳守する意識の共有により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 契約事務については、次のとおりである。 (1) バルククーラー攪拌機修理の方針伺い漏れについては、事業担当者の認識不足により発生したものであるが、所属としてのチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、緊急対応時の経理処理の流れについて、所属全体に周知し、必要な手続を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) コロッケの購入については、所属としての進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所内会議において事業の進行管理を徹底するとともに、事業課においては余裕をもって事業の執行伺いを作成し、回議ルートに管理課を含めることで、管理課と事業課との事前の情報共有を図
--	--	---	---

			ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県水産技術センター	令和6年7月5日（令和6年4月5日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 駐車場賃貸借料ほか1件（支払額計623,100円）について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 2 有料駐車場代3件、3,300円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。	不適切事項の支出事務については、次のとおり措置した。 1 駐車場賃貸借料ほか1件の支払遅延については、支出命令票の起案者と決裁者との間で事務処理の進捗状況に係る情報共有が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、決裁済みとなった紙起案が会計管理システム上でも決裁となっていることを確認するとともに、起案者と決裁者がお互いに声を掛け合って進捗状況を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 有料駐車場代3件の立替払については、事業担当者に予期できる経費は資金前渡によって経理する理解が不足していたこと及び事業担当者と管理担当者との情報共有が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、有料駐車場代など資金前渡が必要な事業を実施する際には、必ず事前に管理担当者に相談すること等を所内職員に徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県水産技術センター内水面試験場	令和6年6月11日（令和6年4月8日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和5年4月分の水道料金1件、11,039円について、納期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、令和5年度4月分のプロパンガス代ほか22件（支払額計158,182	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表により各職員が公共料金の執行状況を共有

		円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。	し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、各経理担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不十分であったことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、同規則に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県水産技術センター相模湾試験場	令和6年6月11日（令和6年4月9日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、二枚貝類の増養殖技術開発に係る貝毒検査委託業務委託料1件、110,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、事業担当者が郵便物の確認を怠り、速やかに経理担当者へ請求書を送付しなかったことに加え、経理担当者から事業担当者への確認も遅延したこと及び所属としての進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を場内で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県西部漁港事務所	令和6年9月18日（令和6年4月8日及び同月9日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、令和3年度県営漁港整備事業（県単）小田原市浜町西側海岸保全区域測量業務委託・令和4年度県営漁港整備事業（県単）小田原市浜町西側海岸保全区域測量業務委託合併ほか2件（契約額計24,264,900円）の執行に当たり、海岸保全区域の見直しに向けた土地境界確定のための用地測量について、新たに設定する海岸	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、海岸保全区域の見直しの事業の中で、官民境界の測量を行うことの必要性の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、予算の執行に当たっては、必要性の観点から所属として業務内容を十分精査することにより再発防止に取り組み、適

		保全区域線と接する土地だけでなく、必ずしも用地境界を明確にする必要のない土地についても実施していた。その結果、本来用地測量を実施する必要がなかった土地に係る測量費1,414,600円を支払っていた。 2 収入事務において、領収した現金4件、320円について、神奈川県財務規則で定める現金領収書の交付、出納員等への現金の引継ぎ及び現金出納簿への記載を行っていなかった。	正な事務執行に努める。 2 収入事務については、現金領収業務に関する神奈川県財務規則の理解が不十分であったこと及び所属としてのチェック体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	---	---

(6) 福祉子どもみらい局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和6年8月28日（令和6年6月27日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、介護サービス情報調査事業委託契約3件に係る令和5年10月分の支払額計3,468,420円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息3件、3,100円を支払っていた。	不適切事項については、担当者が会計システムで支出命令票を起票したもの、処理済の書類に紛れ、回議・決裁を行わず事業所管課に返却したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事業所管課への起案返却の際は、未処理起案の混入について確認を徹底するとともに、各担当が定期的にシステム上で未処理起案の確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な執行事務に努める。
福祉部障害福祉課	令和6年8月28日及び同年9月18日（令和6年7月16日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、レセプト電子データ提供に関する契約（単価契約、支払額1,003,988円）に係る令和5年3月の請求分（支払額87,369円）について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表等により各職員の業務の進捗状況を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

		(1) 令和5年度神奈川県地域生活支援事業（川崎圏域）業務委託契約（契約額11,533,000円）について、研修の受講人数の減少に伴って変更契約を締結すべきところ、これによらず、受注者から提出された業務実績報告書等に基づき、当初契約額より342,480円減額した11,190,520円を支払っていた。 (2) 令和5年度相談支援従事者等養成・確保推進事業委託業務契約（横浜圏域）ほか1件（契約額計3,560,000円）について、概算払を行う契約ではないにもかかわらず、契約書に精算に関する条項を付していた。	2 契約事務については、次のとおりである。 (1) 令和5年度神奈川県地域生活支援事業（川崎圏域）業務委託契約については、変更契約締結の時間的余裕がなかったこと及び契約変更手続きに関する認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、今回の事例を課内に周知するとともに、研修の実施状況を委託事業者に対して定期的に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 令和5年度相談支援従事者等養成・確保推進事業委託業務契約（横浜圏域）ほか1件については、契約における精算に関する認識及び契約書の記載内容の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、今回の事例を課内に周知するとともに、契約に当たっては契約書の記載内容について複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
福祉部生活 援護課	令和6年8月 28日（令和6 年7月12日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和5年度援護システムの運用支援業務委託契約ほか1件（契約額計3,037,540円）に係る令和5年10月分の支払額2件、138,948円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、経理担当と共有している執行管理表による管理を徹底するとともに、執行管理表を毎月1度必ず全員で確認する執行確認デーを設定し、毎月メールで注意喚起することで進行管理の体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県中央児童相談所	令和6年9月6日（令和6年2月7日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 児童移送のための乗車券及び普通手回品切符購入代金1件、5,730円の資金前渡による支払について、当該資金前渡の決裁を支払期日までに得ることができなかったため、児童健康診断手数料に係る前渡金として既に受領していた20,000円から一時的に流用して支払っていた。 2 職員が立て替えて支払った有料駐車場利用料金10件、3,390円について、立替金の請求期限後に請求が行われていた。 3 児童一時保護委託費（施設委託費）1件、482,368円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、300円を支払っていた。	不適切事項の支出事務については、次のとおり措置した。 1 前渡金の決裁の遅れについては、回議遅れによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理等を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 立替金の請求遅れについては、出張などにより請求が遅れたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、立替金の請求期限を改めて所内に周知し、職員に速やかに請求することを促すことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 委託費の支払遅れについては、事業担当者の請求書確認作業が遅れたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属として進行管理ができるよう事務を見直すことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	令和6年2月7日（令和5年12月4日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 庁舎清掃業務委託契約ほか1件（契約額計13,458,390円、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月1日に締結していた。 2 契約事務において、令和5	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 庁舎清掃業務委託契約ほか1件の契約締結の遅れについては、担当者が、契約締結すべき期限についての認識を欠いていたことに加え、所属として進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、担当者においては、会計局長通知等を改めて確認し契約事務について理解を深めると

		年3月3日に利用したタクシー代9,740円について、令和4年度予算で執行する業務であったため、令和5年3月31日までに履行確認すべきところ、これを行っていなかった。その結果、令和4年度のタクシーの借上げに係る契約（単価契約、契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に基づき支払うことができず、同一業者に発注した令和5年度のタクシーの借上げに係る契約（単価契約、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に基づき支払っていた。	ともに、課内での決裁書類の回覧を徹底し、業務進捗状況の相互確認を進めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 タクシー代の執行については、令和4年度の当該タクシー利用の履行について事務引継ぎがなされず、担当者が履行の事実を把握していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、年度を通してタクシー利用状況について正確に把握し、請求内容との照合を確実にを行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県厚木児童相談所	令和6年7月5日（令和6年2月19日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、機械警備業務委託契約（契約額653,400円）について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。	不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不足していたことによるものに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、競争入札を行う際は同規則等の確認を徹底するとともに、関係各所に執行方法について確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県大和綾瀬地域児童相談所	令和6年1月24日及び同年9月2日（令和5年12月4日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、児童一時保護委託費（施設委託費）1件、20,454円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事業課と管理課で進行管理表による請求書の収受状況の共有を徹底し、さらに担当者同士口頭で連絡を取ることで再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立おおいそ学園	令和6年6月18日（令和6年2月5日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、令和4年度新聞購読料1件、	不適切事項については、次のとおり措置した。

	員調査)	19,800円について、令和4年4月1日に支出負担行為を行うべきところ、令和5年6月12日に行っていた。 2 支出事務において、令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	1 予算の執行については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約準備行為進捗管理表により年度末、年度始めの各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行進捗確認表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	------	--	---

(7) 健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和6年8月27日（令和6年7月3日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、調理師試験教室用掲示物の印刷代1件、75,900円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、所属の進行管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で起案文書の回議状況を確認することにより、組織として進行管理体制の強化を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
保健医療部 医療整備・人材課	令和6年8月27日及び同年10月8日（令和6年7月16日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和5年度下半期神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金事業運営業務委託契約（契約額22,730,785円）について、受注者へ提供した当該支援金の申請案内の原稿の一部に誤りがあったことから、受注者において当該申請案内の再印刷	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、令和5年度末までに執行を完了するため、令和6年1月末までに医療機関等へ申請案内の発送を完了させる必要があったことから、所属において提供データの作成・確認を短時間で進めていた

		等が必要となった。これにより、759,000円の追加費用が発生していた。 2 財産管理事務において、看護師等修学資金貸付金及び理学療法士等修学資金貸付金について、返済免除を決定していたもの（看護師等修学資金貸付金105件、47,564,268円及び理学療法士等修学資金貸付金1件、125,000円）があったにもかかわらず、これらを債権額から控除しておらず、債権管理が不適切であった。	中、申請案内の記載の誤記に気付かないままデータを受注者へ提供したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 財産管理事務については、令和5年度決算調書作成の際、「前年度末現在額」から、Excelで集計した減免額を「決算年度中増減額」として控除し、「決算年度末現在額」を記載したが、一部、減免額の集計に漏れがあったため、「決算年度中増減額」及び「決算年度末現在額」に誤りが生じた。 これは、別に管理する債権者一覧表との突合作業を怠ったため、減免額の集計漏れ及び年度末現在額の誤りに気付かなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、決算調書作成にあたっては、債権者一覧表との突合作業を行い、減免額が正しく集計されているか、年度末現在額に齟齬はないかの確認を徹底する。 また、確認すべき点をまとめたチェックリストを作成し、確認を複数職員で行うよう徹底することで再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
保健医療部 がん・疾病 対策課	令和6年8月 27日（令和6 年7月17日職 員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和5年6月分の専用回線サービス電話料金1件、15,092円について、支払期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、神奈川県指定難病特定医療費等管理システム改修業務委託契約	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、担当者が支払手続を失念したこと及び所属としてのチェック体制が働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがな

		(契約額11,719,400円)及び肝炎ウイルス検査業務委託2件(単価契約、支払額計32,626円)について、受注者に個人情報を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかった。	いよう、複数職員により進行管理を行うこと等により再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。 2 契約事務については、担当者の個人情報取扱事務委託基準に対する認識の不足及び複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、個人情報取扱事務委託基準について、理解向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	---	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県衛生研究所	令和6年10月2日(令和5年12月5日及び同月6日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡等されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費660,000円、当該助成金の直接経費に関して生じた利子46円及び厚生労働科学研究費補助金の間接経費480,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など1,465,335円と合わせて計2,605,381円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。	不適切事項については、地方自治法の規定の認識不足によるものであり、令和7年度当初予算から当該経費を歳入予算に編入することとした。 今後は、このようなことがないよう、学術研究助成基金助成金等に係る取扱規定等に対する正しい理解を共有することにより、地方自治法等に反した事務処理の再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県平塚保健福祉事務所	令和6年3月19日(令和5年12月11日及び同月12日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、令和4年4月に開催した感染症診査協議会の委員報酬19,000円について、令和4年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、履行確認を行わないまま会計年度が終了したため、令和4年度予算で支出ができず、令和5年度予算により支出していた。	不適切事項については、感染症診査協議会臨時諮問についての所属間での連絡調整不足に加え、進捗管理を行う取り決めがなく、チェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、当該事務窓口の一本化など事務を見直し、関係所属との連携を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより

			再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター	令和6年3月19日（令和5年12月13日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、第一種電話柱2本及び支線1条に係る行政財産の使用許可（使用料3,360円）について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。	不適切事項については、担当者が県有財産事務関連規定に対する理解が不足していたことに加え、所属におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として財産手続に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県小田原保健福祉事務所	令和6年9月13日（令和6年4月4日及び同月5日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和5年度生活困窮者等就労準備支援事業及び居住不安定者等居宅生活移行支援事業委託契約ほか1件（精算額計9,869,298円）について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月8日に締結していた。	不適切事項については、契約事務における進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表やミーティングを活用し、各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター	令和6年7月24日（令和6年3月25日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、健康づくりのためのデータ活用事業に係る地区別研修講師への謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税2件、7,694円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、歳計外現金事務における所得税及び復興特別所得税の納付期限に関する情報共有が所属として不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員でスケジュールを共有し、確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立煤ヶ谷診療所	令和6年6月17日（令和6年5月9日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和5年度医学検査業務委託契約（単価契約、支払額955,362円）に係る令和5年5月分から同年9月分までの支払額340,778円について、契約で定められた期限ま	不適切事項については、4月分の請求書に不備があり、修正を求めているため、4月分の支払を行うまで5月分から9月分までの支払を行うことができないと担当職員が誤認していたこと及び所属と

		でに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息 5 件、2,000円を支払っていた。	しての支払手続の進捗確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、会計事務の進捗について、進行管理表により担当者以外の職員も確認を行い、確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立 よこはま看護専門学校	令和 6 年 6 月 13 日（令和 6 年 2 月 6 日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、デブリーフティング・データ管理システムの賃貸借契約（長期継続契約、契約総額 4,059,000 円）について、納品時の検査に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に物品検収要領により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。 2 事務事業の執行において、令和 5 年度卒業証書の印刷契約（契約額 57,684 円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となる契約であり、同基準に定める個人情報保護の観点からの措置が必要と考えられる場合に該当することから、契約書等を作成し、同基準に準じて受注者に引き渡した個人情報の消去など個人情報保護のための措置を講じる必要があったにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、担当者の神奈川県財務規則及び物品検収要領に対する誤った認識に加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として神奈川県財務規則及び物品検収要領等に対する正しい理解を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 事務事業の執行については、個人情報取扱事務委託基準の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、個人情報の取扱いを事業者へ委託する際は、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるため、神奈川県個人情報取扱事務委託基準に沿って、書面で交付することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立 平塚看護大学	令和 6 年 1 月 30 日（令和 5 年 12 月 8 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 産業廃棄物（蛍光灯ほか）の処分委託契約 2 件（単価契約、概算総価計 89,100 円）の締結に当たり、神奈川県財務	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 産業廃棄物の処分委託契約については、担当者の産業廃棄物の収集運搬に係る見積書に対する理解が不足していたことに加

		規則に定める見積書を徴することを省略できる要件に該当しないため、当該契約の受託者となる者から見積書を徴すべきところ、収集運搬委託契約の受託者となる者から処分委託業務を含めた見積書を徴して契約を締結していた。 2 令和4年度生化学評価謝礼金1件、5,700円について、履行確認が業務実施日から3月を超えて遅れていた。	え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、本件誤りの内容を職員間で共有し、関係規定の理解の向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 生化学評価謝礼金については、業務完了報告に対して、事業担当者が履行確認手続を失念していたことにより、1件の支払漏れが生じたものである。 今後は、このようなことがないよう、本件誤りの内容を校内で共有し各自の意識を向上させるとともに、履行確認結果一覧表を複数で確認できる管理体制を構築し、業務完了報告があった際の把握漏れを防止することで支出未済を防止し、適正な事務執行に努める。また、支払担当者が支払前に事業担当者に一覧表に漏れないか確認してから支払うようにする。
--	--	---	---

(8) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和6年8月20日及び同年9月24日（令和6年6月19日）	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約（長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきと	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約の変更契約については、委託料の支出を四半期ごとに分割する場合、支払額は各四半期の業務量に応じたものとすべきという認識が不足していたことによるものであり、契約業者と協議し、残りの契約期間である令和6、7年度の各期の支払金額については、労務単価の変更に伴う増額分を各四半期に支払う

		ころ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこととしたため、令和5年度第1四半期の支払額に業務未実施に係る部分が含まれるなど、四半期ごとの支払額が業務量に応じたものとなっていなかった。 2 かながわビジネスサポートセンター運營業務委託契約（契約額555,000円、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。	よう令和6年2月26日に変更契約を締結した。 今後は、このようなことがないよう、局内研修等で今回の事例について共有するとともに、日頃から総務室と事業課が密にコミュニケーションをとり、関係規定を確認する等チェック機能を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 かながわビジネスサポートセンター運營業務委託契約の契約締結については、総務室と事業課双方において契約書の記載誤りに気付かず処理を進めていたこと、また、4月中の契約締結が必要であったという認識はあったものの、期日までの事業課及び総務室の対応及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約書のチェックを徹底するとともに、総務室と事業課が密にコミュニケーションをとり、4月中に契約を締結することが必要であるという認識及びそれを前提としたスケジュールを改めて共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
産業部産業振興課	令和6年8月20日（令和6年6月20日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和5年5月分のインターネット回線使用料1件、6,823円について、支払期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、自動車関連技術展示商談会 in NISSAN設営等業務委託契約（契約額2,565,997円）について、契約権限者の変更決定判断を得ないまま展示に使用するパネルを増やすなどの仕	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、執行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行管理表等により支払手続の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

		様変更を行い、これに伴い契約額が変更になるにもかかわらず、展示商談会開催前に変更契約（変更契約に伴う増額38,665円）の締結を行っていなかった。	2 契約事務については、受託事業者との仕様確認が不十分であったことによるものであり、変更契約を行う時間を確保できないタイミングでの判断であったため、仕様変更に当たっては、所属長及び契約権限者である経理担当課長の了解を得るべきであったが行っていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、受託事業者との事前調整を入念に行うことはもとより、急遽、仕様変更が生じる場合は、所属長及び契約権限者である経理担当課長の確認を得て事業を実施することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
産業部企業誘致・国際ビジネス課	令和6年8月20日及び同年9月24日（令和6年6月21日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、かながわビジネスサポートセンター運営業務委託契約（契約額555,000円、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。	不適切事項については、経理担当課（総務室）と事業課（企業誘致・国際ビジネス課）双方において契約書の記載誤りに気付かず処理を進めていたこと、また、4月中の契約締結が必要であったという認識はあったものの、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約書のチェックを徹底するとともに、経理担当課と事業課が密にコミュニケーションをとり、執行依頼の際に経理担当課に対処期限を示すことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
中小企業部 中小企業支援課	令和6年8月20日及び同年9月24日（令和6年6月24日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金83件、494,480,982円の執行に当たり、「（節）負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「（節）報償費」で執行して	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金の性質上、報償費であることが適切であると判断し、予算措置を行い、執行して

		いた。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約（長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこととしたため、令和5年度第1四半期の支払額に業務未実施に係る部分が含まれるなど、四半期ごとの支払額が業務量に応じたものとなっていなかった。 (2) 中小企業支援課小田原駐在事務所清掃業務委託契約（契約額9,951,480円、契約期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日）に基づき行われた令和4年9月分及び同年10月分における清掃業務について、仕様書で定める清掃回数が不足しており、適正な業務の履行がなされていないにもかかわらず、2か月分の委託料計517,000円全額を支払っていた。	いたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、給付金事業の実施に当たっては、過去の事例を踏まえて執行科目を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、次のとおりである。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約の変更契約については、委託料の支出を四半期ごとに分割する場合、支払額は各四半期の業務量に応じたものとすべきという認識が不足していたことによるものであり、契約業者と協議し、残りの契約期間である令和6、7年度の各期の支払金額については、労務単価の変更による増額分を各四半期に支払うよう令和6年2月26日に変更契約を締結した。 今後は、このようなことがないように、契約に係る課題が生じた際は、速やかに情報提供や相談を行う等、総務室と中小企業支援課がお互いに適切な対応について認識を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 中小企業支援課小田原駐在事務所清掃業務委託契約については、令和4年9月1日に受託者の人員変更が行われた際の業務引継に不備があったことに加え、施設管理担当者における履行確認が不十分であったことによるものであり、受託者と協議し、翌月以降にて追加実施を行うことで年間の規定清掃回数を満たすよう指示した。
--	--	---	--

			今後は、このようなことがないよう、受託者においてカレンダー型のチェックリストを作成し回数管理を行うことに加え、清掃作業日報に基づく業務履行状況表を作成し、確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
労働部産業人材課	令和6年8月20日及び同年9月24日（令和6年6月28日職員調査）	（要改善事項） 神奈川障害者職業能力開発校（以下「能開校」という。）が職業訓練法人神奈川能力開発センター（以下「能開センター」という。）に委託して実施する知的障害者に対する総合加工技術等の職業訓練（以下、本件委託契約に基づき実施する職業訓練を「特別委託訓練」という。）について、能開校が国から委託を受け、神奈川県内の在住者（以下「本県在住者」という。）に限定せずに実施することとされている公共職業訓練であるにもかかわらず、神奈川県外の在住者（以下「県外在住者」という。）が事実上受講できない状況となっており、公平性を欠くものとなっていた。 （以下令和6年10月9日神奈川県監査委員公表第12号中、第7監査の結果3(2)アのとおり）	要改善事項については、公共職業訓練である特別委託訓練の公平性を担保する必要があることから、本県在住者に限定していた職業訓練法人神奈川能力開発センターの応募資格を見直し、令和6年度4月生から県外在住者も受講申込できることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県計量検定所	令和6年4月26日（令和6年3月4日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、タクシーメーター装置検査の際にタクシーのバンパーに損傷を与えたことに伴う修理代1件、168,388円を支払っていた。	不適切事項については、タクシーメーター装置検査マニュアルどおりに検査を実施していれば発生しなかった事故であり、検査員の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属としてマニュアルに基づく正しい処理の理解を共有する

			ことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	-----------------------------

(9) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和6年7月31日（令和6年6月10日職員調査）	（不適切事項） 文書の管理において、総務局組織人材部文書課に引き継ぐべき現用文書を保存期間が満了した非現用文書として公文書館に引き渡していた。その結果、公文書館において保存期間が満了した非現用文書として誤認され、選別の上廃棄されていた。	不適切事項については、文書の文書課への引継ぎと公文書館への引渡しの違いについての担当者の認識が不足していたことに加え、複数の職員による確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、文書管理を担当する職員には、文書管理に係る説明会や研修等の受講により行政文書に関する制度等を正しく理解することを徹底し、引継資料に注意すべき事例として記載するとともに、文書の引継ぎ・引渡しを行う際には、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
建築住宅部 住宅計画課	令和6年8月13日（令和6年6月24日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、第4回神奈川県住宅政策懇話会速記料1件、53,625円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理やチェック体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、グループウェアのスケジュール機能を活用するなど、複数の職員で進捗状況を共有し、確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀土木事務所	令和6年2月28日（令和5年12月12日から同月14日まで職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、令和4年度急傾斜地崩壊対策工事（ショート債務・公共）その1の設計額の積算に当たり、準備費の人力伐木・処分費について、当初	不適切事項については、当初及び変更設計時の伐木・処分費の単価決定に当たり、横須賀三浦地域だけではなく、近傍の地域も含めて、運搬費と処分費の合算額で最

		設計に引き続き、変更設計においても建設木くず処分費の単価を誤って適用したため、変更後の設計額（99,077,000円）が209,000円過大であった。	も安価な地区の単価を採用することを担当者が失念したことに加え、積算結果の複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、積算を担当する職員に対して不適切事項の周知を行い、設計書作成時、検算時に伐木・処分費の単価決定に当たっては、横須賀三浦地域だけではなく、近傍の地域も含めて、運搬費と処分費の合算額で最も安価な地区の単価を採用することについて特に留意するように徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県平塚土木事務所	令和6年3月14日及び同年7月11日（令和6年1月30日から同年2月1日まで職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 1 急傾斜地崩壊危険区域東田原地区吹付法枠工事の変更設計額の積算に当たり、法面工のモルタル吹付工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（81,367,000円）が1,144,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（74,027,800円）が1,040,600円過大であった。 2 令和4年度急傾斜地崩壊対策工事公共（その2）県単（その6）合併の変更設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費69,600円を計上していなかったことにより、変更後の設計額（157,443,000円）が110,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（143,550,627円）が101,497円過小であった。 （要改善事項） 神奈川県農業技術センター本所、神奈川県平塚土木事務所及	不適切事項の工事事務については、次のとおり措置した。 1 誤った単価加算率を適用して積算していたことについては、変更設計において、積算基準書に記載されている単価加算率の考え方についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、単価加算率の解釈を所内に周知することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 敷鉄板の運搬費を計上していなかったことについては、変更設計において、積算内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、検算の際に、数量計算書と設計積算書との整合を十分に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 要改善事項については、令和7

		び神奈川県西土木事務所小田原土木センター（以下「3所属」という。）では、保有等する自動車について、道路運送車両法に定められた自動車の検査及び定期点検整備（以下「車検等」という。）の実施に当たり、競争入札に付することなく、車検等の都度、自動車1台ごとに、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者（以下「指定自動車整備事業者」という。）と一者随意契約を行っていた。 （以下令和6年10月9日神奈川県監査委員公表第12号中、第7監査の結果3(1)ウのとおり）	年度から保有自動車の車検等について、競争的手続により一括契約を行うこととした。
神奈川県藤沢土木事務所	令和6年3月19日（令和6年2月5日から同月7日まで職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、立木の管理に当たり、神奈川県有財産規則第46条に定める立木に係る県有財産台帳を作成し管理すべき単独樹木258本が存在するにもかかわらず、立木に係る県有財産台帳を作成していなかった。	不適切事項については、汐見台庁舎敷地内に立木があることは承知していたが、県有財産台帳（立木台帳）を整備する必要性について認識していなかったことによるものであり、令和6年2月27日に立木の実測調査を行い、県有財産台帳（立木台帳）を作成した。 今後は、このようなことがないように、担当職員に毎年度財産管理についての研修を受講させ、研修内容を所内で情報共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県西土木事務所	令和6年2月21日（令和5年12月15日、同月18日及び同月19日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、令和5年4月3日に公文書複写代収入及び行政文書の写し等の交付費用として納入した現金1件、310円について、令和4年度の収入として処理すべきところ、令和5年度の収入として処理していた。 2 支出事務において、令和5年度NHK放送受信料74,454円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っ	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、財務事務に対する理解不足に加え、納付事務に対するチェック機能が働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、調定の際には、複数職員により確認するなどにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

		ていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、令和4年度3月分の積雪観測装置回線使用料19,646円ほか3件（支払額計79,816円）を支払期限より後に支払っていた。 3 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和5年度の共架電線に係る使用料1件、1,320円が徴収不足であった。 4 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) テレビ1台について、特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器廃棄物管理票の写しの交付を受けないまま処分していた。 (2) 庁用自動車の維持管理用に供するため令和5年4月19日に購入した洗車プリペイドカード2枚、計22,000円について、印紙類出納簿へ受払いを記載していなかった。 5 事務事業の執行において、平成9年から平成11年頃までに旧松田土木事務所が発注した県道78号（御殿場大井）南足柄市竹松地内下原隧道の照明灯交換工事により発生した蛍光灯用安定器等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）について、令和4年12月に同工事の受注者から高濃度PCB廃棄物を倉庫で保管しているとの連絡を受け、このことを再認識し、高濃度PCB廃棄物の処分に着手し	2 支出事務については、執行書類の確認不足及び支払事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を作成し複数職員による進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 財産管理事務については、管理する敷地内の現状把握に対する認識が不足し、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和6年2月21日に使用許可を行い、同年3月15日及び同年4月15日に使用料相当額等を収入した。 今後は、このようなことがないよう、定期的に管理財産の現状把握を行うなどにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 4 物品管理事務については、次のとおりである。 (1) 特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器廃棄物管理票の写しの交付を受けないままテレビ1台を処分していたことについては、排出手続の認識が不足していたことに加え、決裁過程においてチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、特定家庭用機器再商品化法の対象品目や処分方法について、担当職員間で認識を共有するとともに、支払の際には特定家庭用機器廃棄物管理票の写しを複数職員により確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 庁用自動車の維持管理用に購入した洗車プリペイドカー
--	--	--	---

		ていたのに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。 また、蛍光灯用安定器等の高濃度PCB廃棄物について、PCB特措法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていなかった。	ドについては、副簿により出納を管理していたにもかかわらず、印紙類出納簿への記載を漏らしていたことに加え、チェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和5年12月25日に印紙類出納簿に記載した。 今後は、このようなことがないように、洗車プリペイドカードの購入時には、複数職員により印紙類出納簿への記載を確認するなどにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 5 事務事業の執行については、当時、工事で発生した高濃度PCB廃棄物を、受注者の倉庫に保管させたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、本件について、所内関係職員で共有するとともに、関係法令の理解向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県西土木事務所小田原土木センター	令和6年2月21日及び同年8月22日（令和5年12月20日から同月22日まで職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、職員が立て替えて支払った駐車場代1件、220円について、立替金の請求期限後に請求が行われていた。 2 契約事務において、令和4年度河川修繕工事（ゼロ県債）1件、42,406,100円の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完了していた。 3 工事事務において、令和4年度河川改修工事公共県単合併の変更設計額の積算に当たり、準備費の伐採処分工について、伐採材の運搬費の計上を行わなかったため、変更後	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、駐車場代を支払った職員が立替金の請求期限を失念していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、請求期限について所属の全職員に周知徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、完成検査に関する担当職員の理解不足及び所属での進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解向上を

		の設計額（39,941,000円）が242,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（36,730,100円）が222,200円過小であった。 4 財産管理事務において、支線柱1本及び支線1本に係る都市公園の占用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを令和4年6月に認識したため、占用許可とともに許可後の期間に係る使用料の収入調定を行ったが、不当利得返還請求権に基づく占用許可前の期間に係る使用料相当額13,213円の収入調定を行っていなかった。 （要改善事項） 神奈川県農業技術センター本所、神奈川県平塚土木事務所及び神奈川県西土木事務所小田原土木センター（以下「3所属」という。）では、保有等する自動車について、道路運送車両法に定められた自動車の検査及び定期点検整備（以下「車検等」という。）の実施に当たり、競争入札に付することなく、車検等の都度、自動車1台ごとに、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者（以下「指定自動車整備事業者」という。）と一者随意契約を行っていた。 （以下令和6年10月9日神奈川県監査委員公表第12号中、第7監査の結果3(1)ウのとおり）	図るとともに、グループウェアシステムを活用し複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 工事事務については、変更設計において積算内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、設計書の検算を複数回行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 4 財産管理事務については、進行管理が不十分であったことによるものであり、当該使用料相当額については、令和6年1月4日に収入調定を行い、同月30日に収入した。 今後は、このようなことがないように、収入調定の事案が生じた場合は、速やかに対応するとともに、課長を含めた複数の職員による進行管理の徹底を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 要改善事項については、令和7年度から保有自動車（特殊車両等を除く）の車検等について、競争的手続により一括契約を行うこととした。
神奈川県住宅営繕事務所	令和6年8月13日（令和6年5月29日から同月31日まで職員調査）	（不適切事項） 1 工事事務において、足柄ふれあいの村浄化槽設備改修工事地質調査業務委託（契約額4,112,900円）の設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、当初設計に引き続き、変更設計におい	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 工事事務については、地質調査業務に係る積算基準書の理解不足及び数量積算内容の確認が不十分であったことによるものである。

		でも運搬日数を誤って計上していたため、変更後の設計額（4,840,000円）が11,000円過小であった。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可に当たり、使用許可日数を366日として使用料を算定すべきところ、365日で計算したため、使用料を誤って許可していた。これにより、使用料2件、13,800円が徴収不足であった。 3 歳計外現金事務において、横須賀警察署上町一丁目連絡所除却工事実施設計業務の測量設計報酬に係る所得税及び復興特別所得税1件、55,208円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	今後は、このようなことがないよう、運搬費の正しい積算について改めて所属職員に周知し、積算研修を実施するとともに、複数職員による検算を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 財産管理事務については、担当者の財産管理事務に対する理解が不足していたことから、使用料の算定を誤り、所属のチェック体制も十分に機能していなかったことによるものであり、使用料の徴収不足分については、令和6年10月16日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、決裁の過程において複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 歳計外現金事務については、所属としての進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、グループウェアのスケジュール機能を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	---	--

(10) 会計局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
指導課	令和6年7月23日及び同年9月18日（令和6年6月7日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、県機関及び徴収、収納又は支出事務を委託している団体等を対象とした会計事務検査について、根拠規程である神奈川県会計事務検査要綱では、定期検査の実施回数を原則として年1回と定	不適切事項については、新型コロナウイルス感染症対策のため、県機関を対象とした会計事務検査（以下「検査」という）を原則どおり年1回検査することができなくなり、特例として別に方針を定めれば、神奈川県会計事務検査要

		めているところ、これと異なる基準を下位規程において定め、同要綱に定める回数に満たない頻度で定期検査を行っていた。	綱に満たない回数での実施が可能との認識により、令和4年度から6年度までの3年間で実地検査が完了するよう令和4年度に計画し、令和5年度には3分の1程度の所属に対し検査を実施したことによるものである。 また、徴収、収納又は支出事務委託を対象とした検査については、同要綱で原則年1回の実施が定められているが、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第4項において、県税収納を除く受託者に対しては検査することができると定められていたことから、同要綱の例外とみなして、隔年に1回の検査を実施することが可能と認識したことによるものである。 今後は、根拠規定との整合性に齟齬が生じないように、同要綱を見直すことにより適正な事務執行に努める。
--	--	---	--

(11) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財務部財産管理課	令和6年7月19日（令和6年5月17日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、共架電線7本に係る普通資産の貸付契約について、事業者が貸付申請せずに設置していることを平成29年4月に認識していたにもかかわらず、長期にわたり貸付契約の締結を行っていなかった。この結果、設置から10年以上経過した令和5年11月に事業者催告したため、不当利得返還請求権に基づく貸付契約前の期間に係る貸付料相当額190,125円のうち、54,663円について、事業者の消滅時効援用	不適切事項については、業務の引継ぎが不十分であり、所属としてのチェックが機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、業務の引継ぎを複数の職員で行い、確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

		により徴収できなかった。	
財務部情報管理課	令和6年7月19日（令和6年5月14日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和5年10月分の京阪横浜ビルの電気料金82,645円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、グループウェアのスケジュール機能を活用し、業務の進捗状況を課員及びグループ員で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
水道部水道施設課	令和6年7月19日（令和6年5月23日及び同月24日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、給水装置工事サポートシステム運用業務委託契約（契約額18,014,700円）の令和5年12月分（支払額1,155,192円）の検査に当たり、契約書で定められた期限の3日後に検査を完了していた。 2 工事事務において、企水第381号茅ヶ崎市赤羽根～東海岸基幹管路更新（推進）工事地質調査業務委託（第4工区）ほか2件（最終契約額計19,861,600円）の設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、当初設計に引き続き、変更設計においても運搬日数を誤って計上していたため、変更後の設計額（最終設計額計23,386,000円）が374,000円過小であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、グループウェアのスケジュール機能を活用して検査実施に係る進行管理を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 工事事務については、設計書作成過程において、担当職員の運搬費の計上に関する積算基準書の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、技術者の実務研修において、積算方法の注意喚起等を行うとともに、既存チェックリストに確認項目として追記し、確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模原	令和6年5月30日（令和6	（不適切事項） 契約事務において、相模原水	不適切事項については、担当者

水道営業所	年 4 月 15 日 及び同月 16 日 職員調査)	道営業所管内減圧弁定期点検委託 及び 修 繕 工 事 1 件、1,100,000 円の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の 2 日後に検査を完了していた。	の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」という。）に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として支払遅延防止法等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
-------	----------------------------	---	---